

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

那珂市「安全で快適な住みやすいまちづくり」計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県那珂市

3 地域再生計画の区域

那珂市の全域

4 地域再生計画の目標

那珂市は、東京の北東100km余り、茨城県の中央よりやや北寄りに位置し、県都である水戸市やひたちなか市に隣接してる。ほぼ平坦な那珂台地からなり、北に久慈川、南に那珂川が流れ、その沿岸には水田地帯が広がっており、緑あふれる自然環境が豊かな地域である。

人口は、昭和30年代以降の高度経済成長に伴い、近隣都市のベッドタウンとして新興住宅地の開発が進み、急激に増加したが、その一方で、住民が快適な生活を営むための污水处理施設の整備の立ち遅れから、生活雑排水等によって河川及び農業用排水路等の自然環境が悪化した。

この問題に解消するため、昭和58年からは市の中心部で公共下水道を、平成2年からは農村地域で農業集落排水事業を、さらに、平成5年からは個人設置型の合併浄化槽の整備を進めてきたが、平成16年度末の污水处理人口普及率は、61.0%にとどまっており、さらなる施設整備が必要である。

このため、污水处理施設のより一層の整備促進を行い、河川環境など貴重な財産である自然豊かな地域環境の保全を図る。あわせて、住民参加による清掃活動や景観維持活動を推進するとともに、住居環境の充実を図り、安全で快適な住みやすいまちづくりを行う。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進

(汚水処理人口普及率を61.0%から75.0%に向上)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

豊かな自然環境を保全し、安全で住みやすいまちづくりを進めるため、公共下水道(平成14年3月認可済み)については、認可済み区域のうち、横堀・向山地区の整備を行い、公共下水道と農業集落排水施設の事業区域を除く市内全域について、個人設置型の浄化槽の整備を促進し、汚水処理施設の効果的な整備を図る。あわせて、自然環境の保全や住居環境の充実を図るための事業を行う。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

いずれも那珂市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道 那珂市横堀、向山地区
- ・浄化槽(個人設置型) 那珂市の全域(ただし、公共下水道・農業集落排水施設の事業区域を除く)

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～19年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成17年度～19年度

[整備量]

- ・公共下水道 200～300mm 7,000m
- ・浄化槽(個人設置型) 374基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 横堀・向山地区で400人、浄化槽で1,100人

[事業費]

公共下水道	事業費	600,000千円
	(うち、交付金)	300,000千円)
浄化槽	事業費	137,991千円
	(うち、交付金)	45,997千円)
合計	事業費	737,991千円
	(うち、交付金)	345,997千円)

5 - 3 その他の事業

(1) 自然環境の保全

身近なみどりや自然を守り、里山の風景や水辺景観などの維持保全と自然資源の活用を図るため、住民参加による河川クリーン作戦や、年2回の市内一斉清掃を実施する。

(2) 住居環境の充実

良好な生活環境の創出による住居環境の充実を図るため、公園・緑地の整備や都市緑化を推進する。

6 計画期間

平成17年度～19年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し